

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する 本学の対応について（国際交流・留学生関係）

2020年3月6日

愛媛大学国際連携推進機構

新型のコロナウイルスの感染拡大を受け、世界保健機関は、感染がほかの国でも拡大するおそれがあるとして「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。このような状況を受け、愛媛大学においても、愛媛大学危機管理規程第10条に基づき危機対策本部（新型コロナウイルス対応）を設置しました。国際交流・留学生に関連する事柄については、以下の対応をとっています。

①学生の海外渡航について

大学が実施する海外短期派遣プログラムについては、現時点で未実施のものは中止を強く推奨しています。

また、卒業旅行等、学生の私事での海外渡航については外務省の海外安全ホームページ（感染症危険情報含む）で「危険レベル2以上」の地域への渡航を計画している場合は、事態が終息するまで渡航の中止を求めています。（「危険レベル2以上」の地域については、次の外務省サイトで確認してください。
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

その他の地域への渡航については、今後、日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が厳しくなる可能性が大きいこと、実際に海外で日本人が隔離されているとの報道もあること、さらに今後日本帰国後に検疫所で留め置きの可能性もあります。そのため、海外安全ホームページのみならず渡航国側の警戒情報・警戒レベルについても常に最新の状況を確認し、危険地域への渡航に関しては家族や大学（指導教員や国際連携課）に相談したうえで判断する等、慎重な対応を求めています。

また、従来から、学生が海外へ渡航する際には、私事・研究を問わず、担当学務チームへの「海外渡航届」の提出及び「外務省海外渡航サービス」への登録を義務づけています。

②留学生の受入れについて

2020年度前学期に中国・韓国の学術交流協定校から渡日する交換留学生（特別聴講学生・特別研究学生）の受入れについては、中止とします。

2020年度前学期に中国・韓国から渡日する研究生の受入れについては、事態が終息するまで延期とします。その他の国・地域から来日する交換留学生・研究生の受入れについては、事態が流動的なため、今後状況を見極めて判断を行います。

海外から渡日して入学する正規(留)学生の受入れについても、合格発表後に、状況を見極めて判断を行います。